

# こどものまち前橋若者会議について

## 1 設置要綱

### 市子ども基本条例制定や市子ども計画策定に向けた検討に関して、助言や意見交換などを行うために設置

(設置)

第1条 こどもの笑顔があふれるこどものまちの実現を目指し、こども施策の推進にあたり、こどもや若者の視点を尊重し、意見を聴き対話しながら、ともに進めていくことを目的として、こどものまち前橋若者会議（以下「若者会議」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 若者会議は、次の活動を行うものとする。

(1) 市子ども基本条例の制定に向けた検討に係る助言、意見交換に関すること。

(2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく市子ども計画の策定に向けた検討に係る助言、意見交換に関すること。

(3) 市子ども基本条例や市子ども計画の周知、推進に関すること。

(4) こどもの意見表明機会や社会活動に参画する機会の検討に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、こども施策の推進及び進捗状況の確認に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 若者会議は、委員10人以内をもって組織し、原則として30歳未満で、前橋市に在住、在学、在勤する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 若者会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、若者会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 若者会議は、必要があると認めるときに市長が招集する。

2 市長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第7条 若者会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(報償)

第8条 市長は、別に定めるところにより、委員に対し、予算の範囲内で報償又はこれに相当するものを支給することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、若者会議の運営に関して必要な事項は、若者会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 2 若者会議メンバー

### こどものまち前橋若者会議

番号	役員・推薦団体
1	齋藤 舞奈さん (共愛学園前橋国際大学国際社会学部国際社会学科 4年)
2	二上 愛音さん (共愛学園前橋国際大学国際社会学部国際社会学科 4年)
3	吉野 涼さん (群馬大学共同教育学部 4年)
4	林 萌那さん (群馬大学医学部保健学科 3年)
5	大島 碧さん (群馬大学情報学部情報学科 2年)
6	間 悠大さん (前橋工科大学 3年)
7	長野 凜さん (前橋工科大学 3年)

- ・任期：令和7年度末までとし、年度ごとに調整

# 前橋市こども基本条例及び前橋市こども計画の検討方法について

## 1 検討体制

～小川市長から～

検討過程において、こどもを含めた様々な人たちに参画していただき、その意見を丁寧に聴いて反映させることによって、今後のまちづくりの指針となる取組に繋げていきたい。

### 3つの検討会議

#### 庁内会議 (こどものまち前橋推進本部)

- ・市長を本部長とする庁内関係幹部会議 (27名)
- ・庁内におけるこども施策の検討、調整等を実施
- ・若手職員も含めた関係部課によるワーキンググループを設置

#### 有識者会議 (こどものまち前橋有識者会議)

- ・既設の社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員に加え、教育、法律、経済の各分野の委員 (18名)
- ・専門的な見地、子育て当事者としての知見で審議

#### こども・若者会議 (こどものまち前橋若者会議)

- ・大学生を中心とした数名の委員で構成
- ・こども・若者の当事者としての審議
- ・こどもからの意見聴取方法などを審議
- ・ワークショップなどの運営員として活動

## 2 こども・若者会議

～小川市長から～

検討過程において、こどもを含めた様々な人たちに参画していただき、その意見を丁寧に聴いて反映させることによって、今後のまちづくりの指針となる取組に繋げていきたい。

～こども基本法～

- ・ 全てのこども・若者について、その年齢及び発達 の程度に応じた意見表明機会や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することが基本理念として規定（第3条）
- ・ こども施策を策定、実施、評価するとき、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に義務付け（第11条）

こども・若者会議  
(こどものまち前橋若者会議)

運営参画

ワークショップ

タウンミーティング

### こども・若者会議の設置

- ・ 大学生を中心とした数名の委員で構成
- ・ こどもからの意見聴取方法やワークショップの実施方法等の検討
- ・ ワークショップの運営参加
- ・ こども基本条例案、こども計画案等の検討
- ・ 条例の制定や計画の策定後も、条例等の周知啓発やこども関連施策進捗評価、こども向けイベントの運営等で継続的に活動

### ワークショップの開催

- ・ こども基本条例やこども計画、こども・若者の意見聴取の意義などを周知・啓発するために開催
- ・ こどもから大人まで、広い世代で参加できる内容
- ・ 令和7年夏頃の開催予定

### タウンミーティング（市民部・未来創造部）との連携

- ・ こども・若者、保護者などを対象とした回を設定
- ・ こども関係のテーマを設定し意見聴取

# 今年度の予定

## 前橋市の取組

- ・前橋市こども基本条例の制定（こどもの権利を守り、こどもの視点でまちづくりを推進する）
- ・前橋市こども計画の策定（こども基本法に基づくもの、市のこども施策を総合的に推進する）
- ・こどもからの意見聴取手続の制度化（こどもの意見を市政に反映する仕組みを構築する）
- ・上記を令和7年度中に行い、令和8年4月施行を目指す

## 若者会議の役割

- ・若者当事者として、条例及び計画について検討
- ・こども若者からの意見聴取制度について検討、ワークショップ等の運営に参画

	第1回	高校生ワークショップ	第2回	第3回	小中学生ワークショップ	第4回	第5回
開催時期	5/13	5月～6月	6月	7月	8月	9月～10月	1月～2月
条例・計画の検討	●		●			●	●
意見聴取の検討	●		●	●		●	●
ワークショップの運営参画		●			●		